

第20条（財政運営） 第21条に繰り下げ

旧	新
<p>(財政運営) 第20条 市長は、総合計画_____及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、_____計画的で健全な財政運営を図らなければならない。</p> <p>[ 解説 ] この条は、計画的で健全な財政運営について定めています。</p> <p>・自治の推進、民主的で能率的な市政は、財政面からの裏付けがあってはじめて確固たるものとなります。そのため、総合計画の内容と行政評価の結果を十分に踏まえて、財源を効率的かつ効果的に活用することにより計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。</p>	<p>(財政運営) 第20条 市長は、総合計画の内容の実現を目指し、及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、<u>最少の経費で最大の効果が得られるよう</u>計画的で健全な財政運営を図らなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>財政事情及び財政に関する指標を作成し、公表しなければならない。</u></p> <p>[ 解説 ] この条は、計画的で健全な財政運営について定めています。</p> <p>・自治の推進、民主的で能率的な市政は、財政面からの裏付けがあってはじめて確固たるものとなります。そのため、総合計画の内容と行政評価の結果を十分に踏まえて、財源を効率的かつ効果的に活用することにより計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。</p> <p>・市では、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、「輪島市財政事情の作成及び公表に関する条例」（平成18年輪島市条例第51号）を定め、市の財政事情として次の事項について、その年度分を毎年12月及び翌年9月に公表しています。</u></p> <p><u>歳入歳出予算の執行の概況</u> <u>財産、地方債及び一時借入金の現在高</u> <u>住民の負担の状況</u></p>

その他市長において必要と認める事項

また、北海道夕張市の教訓を生かし、財政再建を早期に促すため、財政の健全化度を示す新たな4つの指標の導入と公表を制度の柱とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月15日に成立し、すべての地方公共団体に対して平成20年秋の19年度決算から次の4つの指標

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

の公表を定めており、これに基づき、公表することになります。

地方分権の進展の中で、今後、地方公共団体へより一層の責任が付与されることになるとともに、市民や議会やがチェックすることになります。